

PI 等人件費相当額支出制度 Q&A

PI…Principal Investigator：研究代表者

Q1

PI「等」ということは研究分担者等も本制度の対象者となり得るのか。

A

配分機関が認めていれば研究分担者も対象者となることができます。国立大学法人福島大学研究代表者（PI）等人件費相当額支出制度に関する要項（以下「要項」という。）第4条（対象者）「…ただし、競争的研究費の配分機関において対象者の定めがあるときは、その定めに従う。」のとおり、配分機関から認められているかどうか判断基準となります。

Q2

特任教員や研究員等がPI等となる場合は本制度の対象者となり得るのか。

A

特任教員や研究員の方であっても学内経費で人件費を負担していれば基本的には対象者となります。本制度の利用については、要項第2条（定義）第4号のとおり、「PI 等人件費を計上することにより確保された財源」が必要となります。したがって、雇用の形態を問わず学内経費で人件費を負担しているかどうか基本的な判断基準となります。

Q3

要項第5条（PI 等人件費の算出方法）の「当該研究活動に従事するエフォート」について、エフォートの設定については本制度特有の条件はあるか。

A

本制度におけるエフォートの定義は、要項第2条(定義)の第5号のとおり「研究者の全業務時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」としており、この定義に則って設定すること以外は特に条件はありません。また、応募の際に e-rad にエフォートを入力する場合には、申請書（要項別添様式1）にも同じエフォートを記載してください。

Q4

要項第5条（PI 等人件費の算出方法）の「当該研究活動に従事するエフォート」について、所属部局長が確認するタイミングはあるか。

A

要項第 6 条（申請手続等）のとおり、PI 等は「部局長の承認を得た上で」制度の利用を申請することとなりますので、その際に確認可能です。

Q5

要項第 7 条（PI 等人件費相当額の使途）第 2 号の「研究環境の改善」とはどのようなことを想定しているのか。

A

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」別添様式 2 の「○当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策」の（記載例）にある以下のものを想定していますが、「研究環境の改善」を達成するための使途は柔軟に設定できると考えています。

なお、「研究環境の改善」の具体的な使途は、同号のとおり、研究推進機構会議の議を経て研究推進機構長が決定します。

- 1) 直接経費から person 費を支出した研究者への支援（研究者自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分や研究支援体制の強化等）
- 2) 若手研究者支援の充実（研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等）
- 3) 共用設備・機器の整備

Q6

要項第 7 条（PI 等人件費相当額の使途）第 1 号の「研究代表者等特別手当」が支給されるのはいつか。

A

当該研究を実施した年度の 3 月の給与支給時を予定しています。（なお、研究代表者等特別手当支給細則第 3 条のとおり、手当を支給する年度の 3 月 1 日に本学に在籍しているのみが対象となります。）

Q7

要項第 7 条（PI 等人件費相当額の使途）第 3 号の「協議」は、どのようなものを想定しているのか。

A

第 3 号は PI 等人件費相当額の使途を幅広く考えるための条項であり、例えば、研究代表者等特別手当を支給せず PI 等人件費相当額全額を研究環境の整備に充てるなどの使途を個別に設定することを想定しています。

研究代表者等特別手当の支給額を協議することができますが、研究代表者等特別手当額をPI等人件費相当額の40%を超える額とすることはできません。

Q8

第9条の「準用」について、例えば民間企業との共同研究であればどのような場合に準用が認められるのか。

共同研究に係る研究経費の提供元が直接経費にPI等の人件費を計上することを認めている場合には準用が認められます。

共同研究等であっても研究資金の提供元が直接経費にPI等の人件費を計上することを認めているかどうか判断基準となり、直接経費にPI等の人件費を計上することが認められている場合は、基本的には準用が認められます。

Q9

応募しようとしている公募課題が本制度の対象となるかはどのように調べるのか。

A

基本的には応募の都度、公募要領や配分機関に直接確認して調べることとなります。文科省のように公開している機関もあります。

○「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」適用制度（令和5年4月1日時点）
－文部科学省 web サイト

https://www.mext.go.jp/content/20211207-mxt_kibanken01-1385716_02.pdf

Q10

年度途中で当該研究活動に従事するエフォートを変更することも有り得るが、PI等人件費相当額はどのように確定するのか。

A

PI等人件費相当額の学内確定は各年度の2月末時点を予定しています。2月末時点の予算の残額やエフォート等を勘案し、PI等に最終確認した上で確定します。

Q11

この制度を実際に活用したいまたは相談したいときはどうすればよいか。

A

お早めに事務担当の研究・地域連携課（研究契約係 chizai@adb.fukushima-u.ac.jp）にご相談ください。